

小水力発電施設整備事業実施要領

	平成24年4月2日付け農整第14号
一部改正	平成25年3月29日付け農整第1022号
一部改正	平成26年3月28日付け農整第1024号
一部改正	平成28年3月31日付け農整第1023号
一部改正	平成29年10月13日付け農整第505号
一部改正	平成31年4月26日付け農整第436号
一部改正	令和5年5月26日付け農整第320号

第1 趣旨

CO₂削減、地球温暖化防止の観点から、また東日本大震災の原発事故の影響から、自然循環による再生可能エネルギーへの期待が高まっている。

岐阜県の包蔵水力は非常に高く、発電能力を有する農業水利施設が数多くあると考えられることから、農業水利施設を活用した小水力発電による地域資源の有効活用を図ると共に、緊急時における地域の安全・安心のための安定的な電力供給の必要性から電源ライフラインへのバックアップ電源の安定確保を図っていくため、次のとおり小水力発電施設整備事業を実施する。

第2 事業内容等

1 事業実施主体

本事業の実施主体は、岐阜県とする。

2 事業内容

本事業の事業内容は、次のとおりとする。

なお、農業水利施設の発電能力を最大限に活用するため、農林水産省の助成制度では売電収益の充当の対象とならない地域振興施設の電気代の他、農村振興に資する活動費についても充当できるものとする。

(1) 小水力発電施設の概略計画、基本設計（以下、「設計業務」という。）

- a 小水力発電の可能性の有無や事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討
- b 計画図の作成
- c 河川協議等の資料作成

(2) 小水力発電施設整備（以下、「施設整備」という。）

- a 小水力発電施設の実施設計
- b 小水力発電施設の整備
- c 既存の農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するための整備
- d 平成25年度までに小水力発電の概略計画を策定し、「ぎふ農業農村基本計画」で整備対象の県営農村環境整備事業（小水力発電整備型）地区の進捗を促進

第3 事業の実施

1 事業の実施

ア 市町村長、土地改良区理事長等（以下、「申請者」という。）は、本事業（第2の2の（2）のdを除く）の着手を希望する場合は、事業着手申請書（様式第1号）及び小水力発電施設整

備事業計画概要書（様式第2号）、売電収益を農村振興に資する活動費に充当するものについては、農村振興活動実施計画書（様式第7号）（以下「事業計画書等」という。）を、農林事務所を経由して知事に提出するものとする。

イ 農林事務所長は、申請者からの事業着手申請について、事業を早急に実施することが適当と認めるときは、小水力発電整備事業計画（様式第3号）を作成し（ただし、設計業務の場合は除く。）、アの書類と併せて知事に提出するものとする。

小水力発電整備事業計画の作成に当たり必要がある場合は、費用の負担予定者、現況施設の所有者及び管理者、施設の予定管理者、関係行政機関等と調整を図るものとする。

ウ 知事は、アの申請について事業を実施することが適当と認めるときは、申請者に事業着手決定通知書（様式第4号）を通知するものとする。

2 事業の実施要件

以下の要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための設計業務又は施設整備であること。

(1) 設計業務

a 概略計画

概ね20kW以上の発電規模が見込まれること。

b 基本設計

小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること。

(2) 施設整備

a 土地改良施設等の維持管理費の節減等が見込まれるものとして、次の全てに該当すること。但し、第2の2の(2)のdについては、県営農村環境整備事業（小水力発電整備型）の実施要件によるものとする。

i 農村振興に資することを目的とした小水力発電施設であって、売電収益の充当対象が次に該当すること。ただし、④に該当する場合は事業の着手申請にあたり具体的な計画を示すこと。

① 土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設の維持管理費

② 農業農村振興に資する公的施設の電気代

③ 地域振興に資する公的施設の電気代

④ 農村振興に資する活動費

ii 売電収益の毎年度の支出計画にあたり、上記③と④の合計額が、①と②の合計額を上回らないこと。

iii 発電原価が売電単価等からみて相当な水準であること。

iv 総費用総便益比（B/C）が1.0以上であること。

b 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。

第4 対象経費

1 本事業の対象となる経費は次のとおり。

ア 工事費

(1) 純工事費

(2) 測量及び試験費

(3) 船舶自機械器具費

(4) 用地費及び補償費

2 本事業の県負担率は、以下のとおりとする。

(1) 本要領に定める「設計業務」に該当するものは、百分の百。

(2) 本要領に定める「施設整備」に該当するものは、百分の五十。

ただし、平成25年度までに小水力発電の概略計画を策定した地区については、百分の七十五（なお、売電収益の充当対象に第3の2の(2)のaのiの④を含む場合は三分の二）。平成26年度及び平成27年度に概略計画を策定した地区については三分の二。

第5 小水力発電施設の設計業務の取扱い

小水力発電施設の設計業務を実施し事業完了した場合、知事は申請者に様式第5号により、発電計画の概要及び経済性の検討結果を報告するものとする。

農林事務所長は、設計業務の完了後、速やかに様式第7号（小水力発電計画概要表）及び様式第8号（経済性の検討結果及び検討報告書）を作成し、知事に提出するものとする。

第6 小水力発電施設の管理運営の取扱い

本事業（第2の2の(2)のdを除く）で整備した小水力発電施設の管理運営については、次のとおり取り扱うものとする。

1 県への納付

小水力発電施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入等が、第3の2の(2)のi①～④に掲げる費用および受電・発電に必要な費用の合計額（以下「必要額」という。）を上回る場合においては、その差額に県の負担率を乗じた額を県に納付するものとする。

2 小水力発電施設の管理者の報告

小水力発電施設の管理者は、電気事業者との電気事業法（昭和39年法律第170号）第25条の規定に基づく振替供給等に関する契約を締結し、又は変更したときは、直ちに以下の資料を知事に提出するものとする。

ア 電気事業者との振替供給等に関する契約書の写し

イ 小水力発電施設に関する収支計算書（様式第6号）

3 農村振興活動の実績報告

小水力発電施設の管理運営者のうち、事業計画書等の提出時に農村振興活動実施計画書を提出したのものについては、施設の運用開始年度から5年間、毎年度、様式第7号により農村振興活動実績報告書を作成し、翌年度の4月30日までに農林事務所長に提出するものとする。

なお、本項に該当するものは全て、農政部公共事業委員会にて農村振興活動の効果を検証するものとする。検証を行う時期は、運用開始年度から5年後とする。

4 会計管理

(1) 小水力発電施設の管理運営者は、発電事業の会計にあたり収入と必要額を明確に区分するため、複式簿記（貸借対照表と損益計算書）を用いるなど、適正な会計管理を行うこと。

(2) 小水力発電施設の管理運営者は、損益計算書等の会計管理記録（写）について、会計年度の翌年度の4月30日までに農林事務所長に提出するものとする。

第7 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続きに従うものとする。

附 則（平成24年4月2日付け農整第14号）

この要領は、平成24年度事業から適用する。

附 則（平成25年3月29日付け農整第1022号）

この要領は、平成25年度事業から適用する。

附 則（平成26年3月28日付け農整第1024号）

この要領は、平成26年度事業から適用する。

附 則（平成28年3月31日付け農整第1023号）

この要領は、平成28年度事業から適用する。

附 則（平成29年10月13日付け農整第505号）

この要領は、平成29年10月13日から施行する。

附 則（平成31年4月26日付け農整第436号）

この要領は、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和5年5月26日付け農整第320号）

この要領は、令和5年5月26日から適用する。